



宮 崎 県 公 報

平成28年7月7日(木曜日) 第 2809 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

規 則	頁	
○宮崎県における自然環境の保護と創出に関する 条例施行規則の一部を改正する規則…………… (自然環境課) 1		○特定非営利活動法人の設立の認証の申請…………… (蛸・鱺・鮎課) 9
○宮崎県野生動植物の保護に関する条例施行規則 の一部を改正する規則…………… (“) 5		○大規模小売店舗の変更に關する届出…………… (商工政策課) 9
○港湾法及び宮崎県港湾管理条例の施行に關する 規則の一部を改正する規則…………… (港湾課) 7		○地区及び簿冊の認証…………… (農村計画課) 10
告 示		○土地改良区の役員の就退任の届出 (3 件) …… (農村整備課) 10
○生活保護法に基づく指定施術者の廃止の届出… (福祉保健課) 8		○土地改良区の定款変更の認可…………… (“) 11
○生活保護法に基づく施術者の指定…………… (“) 8		○みやざき臨海公園及び県立阿波岐原森林公園の 指定管理者の指定の申請の手續の公表…………… (港湾課) 12
○指定障害福祉サービス事業者の指定…………… (障がい福祉課) 8		○入札公告…………… 13
○公有水面埋立ての免許…………… (漁村振興課) 9		公安委員会公告
公 告		○警備員指導教育責任者講習の実施について…………… 14
		選挙管理委員会告示
		○政党その他の政治団体の設立、異動及び解散の 届出…………… 14
		○解散した政治団体の収支報告書の要旨…………… 16
		○資金管理団体の届出事項の異動、指定取消及び 資金管理団体でなくなった旨の届出…………… 20

規 則

宮崎県における自然環境の保護と創出に關する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成28年7月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第62号

宮崎県における自然環境の保護と創出に關する条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県における自然環境の保護と創出に關する条例施行規則 (昭和48年宮崎県規則第48号) の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(特別地区内における行為の許可の申請)</p> <p>第20条 条例第25条第4項の許可の申請は、次に掲げる行為ごとに当該各号に掲げる様式による申請書によってしなければならない。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(特別地区内の許可の基準)</p> <p>第22条 条例第25条第6項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりする。</p> <p>(1) 工作物を新築すること。 ア・イ [略] ウ 次に掲げる工作物 当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>(ア)～(ソ) [略]</p>	<p>(特別地区内における行為の許可の申請)</p> <p>第20条 条例第25条第4項の許可の申請は、次に掲げる行為ごとに当該各号に掲げる様式による申請書によってしなければならない。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p><u>(8) 条例第25条第4項第8号に掲げる行為 別記様式第8号の2</u></p> <p>2 [略]</p> <p>(特別地区内の許可の基準)</p> <p>第22条 条例第25条第6項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりする。</p> <p>(1) 工作物を新築すること。 ア・イ [略] ウ 次に掲げる工作物 当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>(ア)～(ソ) [略]</p>

<p>(タ) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律 (昭和45年法律第 136号) 第 3 条第14号に規定する廃油処理施設 (チ)～(ナ) [略]</p> <p>(ニ) 電気事業法 (昭和39年法律第 170号) 第 2 条第 1 項第 16号に規定する電気工作物 (火力発電所を除く。) (ヌ)～(ム) [略]</p> <p>エ・オ [略]</p> <p>(2)～(10) [略]</p> <p>(特別地区内における許可等を要しない行為)</p> <p>第26条 条例第25条第10項第 3 号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるもの</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 砂防法第 2 条の規定により指定された土地、海岸法第 3 条に規定する海岸保全区域、地すべり等防止法第 3 条に規定する地すべり防止区域、河川法第 6 条第 1 項に規定する河川区域又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理のために標識、くい、警報機、雨量観測施設、水位観測施設その他これらに類する工作物を設置すること。</p> <p>ウ～シ [略]</p> <p>ス 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第 3 条第14号に規定する廃油処理施設を改築し、又は増築すること。</p> <p>セ～ノ [略]</p> <p>(2)～(7) [略]</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為</p> <p>ア 森林法第25条第 1 項若しくは第 2 項若しくは第25条の 2 第 1 項若しくは第 2 項の規定により指定された保安林の区域又は同法第41条の規定により指定された保安施設地区内における同法第34条第 2 項各号に該当する場合の同項 (同法第44条において準用する場合を含む。) に規定する行為及び森林法施行規則 (昭和26年農林省令第54号) 第22条の11第 1 項第 1 号に規定する事業若しくは工事を実施する行為</p> <p>イ～ケ [略]</p> <p>(野生動植物の捕獲又は採取の制限の対象とならない行為)</p> <p>第28条 条例第26条第 3 項第 5 号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 第26条第 1 号、第 5 号イからオまで又は第 8 号に掲げる行為 (同条第 1 号又は同条第 8 号ウにあっては工作物を新築することを除く。)</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(普通地区内における届出等を要しない行為)</p> <p>第33条 条例第27条第 6 項第 4 号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 土地の形質を変更することであって次に掲げるもの</p> <p>ア 第22条第 1 項第 4 号イからオに掲げるもの</p> <p>イ [略]</p> <p>(3) 鉱物を掘採し、又は土石を採取することであって次に掲げるもの</p> <p>ア 第22条第 1 項第 5 号イからオまでに掲げるもの</p> <p>イ [略]</p>	<p>(タ) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (昭和45年法律第 136号) 第 3 条第14号に規定する廃油処理施設 (チ)～(ナ) [略]</p> <p>(ニ) 電気事業法 (昭和39年法律第 170号) 第 2 条第 1 項第 18号に規定する電気工作物 (火力発電所を除く。) (ヌ)～(ム) [略]</p> <p>エ・オ [略]</p> <p>(2)～(10) [略]</p> <p>(特別地区内における許可等を要しない行為)</p> <p>第26条 条例第25条第10項第 3 号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるもの</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 砂防法第 2 条の規定により指定された土地、海岸法第 3 条第 1 項若しくは第 2 項に規定する海岸保全区域、地すべり等防止法第 3 条第 1 項に規定する地すべり防止区域、河川法第 6 条第 1 項に規定する河川区域又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条第 1 項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理のために標識、くい、警報機、雨量観測施設、水位観測施設その他これらに類する工作物を設置すること。</p> <p>ウ～シ [略]</p> <p>ス 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 3 条第14号に規定する廃油処理施設を改築し、又は増築すること。</p> <p>セ～ノ [略]</p> <p>(2)～(7) [略]</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為</p> <p>ア 森林法第25条第 1 項若しくは第 2 項若しくは第25条の 2 第 1 項若しくは第 2 項の規定により指定された保安林の区域若しくは同法第41条の規定により指定された保安施設地区内における同法第34条第 2 項各号に該当する場合の同項 (同法第44条において準用する場合を含む。) に規定する行為又は森林法施行規則 (昭和26年農林省令第54号) 第63条第 1 項第 1 号に規定する事業若しくは工事を実施する行為</p> <p>イ～ケ [略]</p> <p>(野生動植物の捕獲又は採取の制限の対象とならない行為)</p> <p>第28条 条例第26条第 3 項第 5 号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 第26条第 1 号、第 5 号イからオまで又は第 8 号に掲げる行為 (同条第 1 号又は同条第 8 号ウにあっては工作物を新築することを除く。)</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(普通地区内における届出等を要しない行為)</p> <p>第33条 条例第27条第 6 項第 4 号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 土地の形質を変更することであって次に掲げるもの</p> <p>ア 第22条第 4 号イからオまでに掲げるもの</p> <p>イ [略]</p> <p>(3) 鉱物を掘採し、又は土石を採取することであって次に掲げるもの</p> <p>ア 第22条第 5 号イからオまでに掲げるもの</p> <p>イ [略]</p>
--	---

<p>(4)～(6) [略]</p> <p>(緑地環境保全地域内における行為の制限の対象とならない国又は地方公共団体が行う行為)</p> <p>第41条 条例第32条第7項第3号の規則で定める行為は、第25条各号に掲げるものとする。</p> <p>(緑地環境保全地域内における届出を要しない行為)</p> <p>第42条 条例第32条第7項第4号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>	<p>(4)～(6) [略]</p> <p>(緑地環境保全地域内における行為の制限の対象とならない国又は地方公共団体が行う行為)</p> <p>第41条 条例第32条第6項第3号の規則で定める行為は、第25条各号に掲げるものとする。</p> <p>(緑地環境保全地域内における届出を要しない行為)</p> <p>第42条 条例第32条第6項第4号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>
<p>別記様式第8号の次に次の1様式を加える。</p>	

様式第 8 号の 2 (第 20 条関係)

特別地区内車馬 (動力船、航空機) の使用 (着陸) 許可申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

申請者 住 所
(電話番号) (郵便番号)
氏 名 (印)

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称、電話番号及び郵便
番号並びに代表者の氏名)

次のとおり特別地区内における車馬 (動力船、航空機) の使用 (着陸) の許可を受けたいので、宮崎県における自然環境の保護と創出に関する条例第 25 条第 4 項の規定により申請します。

目 的	
行 為 地	市 町 大字 字 番地 地目 郡 村
行 為 地 の 状 況	
車馬 (動力船、航空機) の種類及び数	
使用 (着陸) 範囲及び面積	
使用 (着陸) 方法	
自然環境保全上の配慮	
予 定 使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
備 考	

- (注) 1 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするときは、その旨を記入すること。
2 不要の文字は、抹消すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宮崎県野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年7月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第63号

宮崎県野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県野生動植物の保護に関する条例施行規則（平成18年宮崎県規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(捕獲等の禁止の適用除外)</p> <p>第4条 条例第13条第1項第3号の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 次に掲げる行為に伴って捕獲等をする場合であること。</p> <p>ア 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の3若しくは第38条、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第21条第1項若しくは第2項、砂防法（明治30年法律第29号）第29条若しくは第30条、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第8条第1項、第10条第1項若しくは第2項又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）<u>第20条第1項</u>の規定に基づく処分による義務の履行として行う行為であって急を要するもの</p> <p>イ [略]</p> <p>(3) 個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等をする場合であって次に掲げる行為に伴うものであること（あらかじめ、知事に届け出たものに限る。）。</p> <p>ア～ナ [略]</p> <p>ニ 放送法（昭和25年法律第132号）第2条に規定する放送の業務、<u>有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和26年法律第135号）第2条に規定する有線ラジオ放送の業務</u>、有線放送電話に関する法律（昭和32年法律第152号）第2条第2項に規定する有線放送電話業務、<u>有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第2条第1項に規定する有線テレビジョン放送の業務又は電気通信事業法第2条第4号に規定する電気通信事業の用に供する施設の管理のために必要な行為</u></p> <p>ヌ～ヒ [略]</p> <p>(特別規制地区内における許可を要しない行為)</p> <p>第13条 条例第25条第6項第2号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築する行為であって次に掲げるもの</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ 砂防法第2条の規定により指定された土地、海岸法第3条に規定する海岸保全区域、地すべり等防止法第3条に規定する地すべり防止区域、河川法第6条第1項に規定する河川区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条に規定する急傾斜地崩壊危険区域又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第6条第1項に規定する土砂災害警戒区域若しくは同法第8条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域の管理のために標識、くい、警報機</p>	<p>(捕獲等の禁止の適用除外)</p> <p>第4条 条例第13条第1項第3号の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 次に掲げる行為に伴って捕獲等をする場合であること。</p> <p>ア 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の3若しくは第38条、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第21条第1項若しくは第2項、砂防法（明治30年法律第29号）第29条若しくは第30条、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第8条第1項、第10条第1項若しくは第2項又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）<u>第21条第1項</u>の規定に基づく処分による義務の履行として行う行為であって急を要するもの</p> <p>イ [略]</p> <p>(3) 個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等をする場合であって次に掲げる行為に伴うものであること（あらかじめ、知事に届け出たものに限る。）。</p> <p>ア～ナ [略]</p> <p>ニ 放送法（昭和25年法律第132号）第2条に規定する放送の業務、<u>放送法等の一部を改正する法律（平成22年法律第65号）附則第7条の規定によりなお従前の例によることとされた同法附則第2条の規定による廃止前の有線放送電話に関する法律（昭和32年法律第152号）第2条第2項に規定する有線放送電話業務又は電気通信事業法第2条第4号に規定する電気通信事業の用に供する施設の管理のために必要な行為</u></p> <p>ヌ～ヒ [略]</p> <p>(特別規制地区内における許可を要しない行為)</p> <p>第13条 条例第25条第6項第2号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築する行為であって次に掲げるもの</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ 砂防法第2条の規定により指定された土地、海岸法第3条第1項若しくは第2項に規定する海岸保全区域、地すべり等防止法第3条第1項に規定する地すべり防止区域、河川法第6条第1項に規定する河川区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域若しくは同法第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域</p>

、雨量観測施設、水位観測施設その他これらに類する工作物を設置すること。

オ～ヌ [略]

ネ 電気事業法(昭和39年法律第 170号)第 2 条第 1 項第16号に規定する電気工作物を改築し、又は増築すること(その現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。)

ノ～ヤ [略]

(2)～(7) [略]

(8) 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることであって次に掲げるもの

ア [略]

イ 海岸法第 3 条に規定する海岸保全区域の管理のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

ウ～オ [略]

カ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 6 条第 1 項に規定する土砂災害警戒区域の管理若しくは同法第 4 条第 1 項の規定による土砂災害警戒区域の指定を目的とする調査又は同法第 8 条第 1 項に規定する土砂災害特別警戒区域の管理若しくは同法第 4 条第 1 項の規定による土砂災害特別警戒区域の指定を目的とする調査のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

キ～コ [略]

(9) [略]

(10) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

ア [略]

イ 保安林の区域等における森林法第34条第 2 項各号に該当する場合の同項(同法第44条において準用する場合を含む。)に規定する行為(条例第25条第 1 項第 9 号及び第12号から第14号までに掲げるものを除く。)又は森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)第22条の11第 1 号に規定する事業若しくは工事を実施する行為(条例第25条第 1 項第13号及び第14号に掲げるものを除く。)

ウ～ス [略]

(11) [略]

(立入制限地区内への立入りの制限の対象とならない行為)

第15条 条例第26条第 4 項第 2 号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1)～(5) [略]

(6) 電気事業法第 2 条第 1 項第16号に規定する電気工作物、ガス事業法第 2 条第13項に規定するガス工作物、熱供給事業法(昭和47年法律第88号)第 2 条第 4 項に規定する熱供給施設又は工業用水道事業法第 2 条第 6 項に規定する工業用水道施設の保安のための行為

(7)～(10) [略]

(国等に関する協議の適用除外等)

第18条 条例第37条第 2 項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 指定希少野生動植物等の生きている個体の捕獲等をする場合であって次に掲げるもの

ア・イ [略]

ウ 次に掲げる行為に伴って捕獲等をする場合

の管理のために標識、くい、警報機、雨量観測施設、水位観測施設その他これらに類する工作物を設置すること。

オ～ヌ [略]

ネ 電気事業法(昭和39年法律第 170号)第 2 条第 1 項第18号に規定する電気工作物を改築し、又は増築すること(その現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。)

ノ～ヤ [略]

(2)～(7) [略]

(8) 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることであって次に掲げるもの

ア [略]

イ 海岸法第 3 条第 1 項又は第 2 項に規定する海岸保全区域の管理のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

ウ～オ [略]

カ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 7 条第 1 項に規定する土砂災害警戒区域の管理若しくは同法第 4 条第 1 項の規定による土砂災害警戒区域の指定を目的とする調査又は同法第 9 条第 1 項に規定する土砂災害特別警戒区域の管理若しくは同法第 4 条第 1 項の規定による土砂災害特別警戒区域の指定を目的とする調査のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

キ～コ [略]

(9) [略]

(10) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

ア [略]

イ 保安林の区域等における森林法第34条第 2 項各号に該当する場合の同項(同法第44条において準用する場合を含む。)に規定する行為(条例第25条第 1 項第 9 号及び第12号から第14号までに掲げるものを除く。)又は森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)第63条第 1 項第 1 号に規定する事業若しくは工事を実施する行為(条例第25条第 1 項第13号及び第14号に掲げるものを除く。)

ウ～ス [略]

(11) [略]

(立入制限地区内への立入りの制限の対象とならない行為)

第15条 条例第26条第 4 項第 2 号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1)～(5) [略]

(6) 電気事業法第 2 条第 1 項第18号に規定する電気工作物、ガス事業法第 2 条第13項に規定するガス工作物、熱供給事業法(昭和47年法律第88号)第 2 条第 4 項に規定する熱供給施設又は工業用水道事業法第 2 条第 6 項に規定する工業用水道施設の保安のための行為

(7)～(10) [略]

(国等に関する協議の適用除外等)

第18条 条例第37条第 2 項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 指定希少野生動植物等の生きている個体の捕獲等をする場合であって次に掲げるもの

ア・イ [略]

ウ 次に掲げる行為に伴って捕獲等をする場合

(ア) [略]
(イ) 海岸法第 3 条第 1 項に規定する海岸保全区域の管理を行い、又は同法第 2 条第 1 項に規定する海岸保全施設に関する工事を行うこと。

(ウ)～(コ) [略]

エ・オ [略]

(2)・(3) [略]

2 条例第37条第 3 項の規則で定める場合は、次に掲げるものとする。

(1) [略]

(2) 前号に掲げるもののほか、次に掲げる場合

ア 砂防法第 2 条の規定により指定された土地、海岸法第 3 条第 1 項に規定する海岸保全区域、地すべり等防止法第 3 条第 1 項に規定する地すべり防止区域、河川法第 3 条第 1 項に規定する河川、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条第 1 項に規定する急傾斜地崩壊危険区域又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 6 条第 1 項に規定する土砂災害警戒区域若しくは同法第 8 条第 1 項に規定する土砂災害特別警戒区域を管理する場合

イ～カ [略]

(3) [略]

(ア) [略]

(イ) 海岸法第 3 条第 1 項若しくは第 2 項に規定する海岸保全区域の管理を行い、又は同法第 2 条第 1 項に規定する海岸保全施設に関する工事を行うこと。

(ウ)～(コ) [略]

エ・オ [略]

(2)・(3) [略]

2 条例第37条第 3 項の規則で定める場合は、次に掲げるものとする。

(1) [略]

(2) 前号に掲げるもののほか、次に掲げる場合

ア 砂防法第 2 条の規定により指定された土地、海岸法第 3 条第 1 項若しくは第 2 項に規定する海岸保全区域、地すべり等防止法第 3 条第 1 項に規定する地すべり防止区域、河川法第 3 条第 1 項に規定する河川、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条第 1 項に規定する急傾斜地崩壊危険区域又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 7 条第 1 項に規定する土砂災害警戒区域若しくは同法第 9 条第 1 項に規定する土砂災害特別警戒区域を管理する場合

イ～カ [略]

(3) [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

港湾法及び宮崎県港湾管理条例の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 7 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第64号

港湾法及び宮崎県港湾管理条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

港湾法及び宮崎県港湾管理条例の施行に関する規則（昭和38年宮崎県規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
(休業日等) 第 3 条の 4 宮崎港マリーナ施設を利用できない日（以下「休業日」という。）及び利用できる時間（以下「供用時間」という。）は、次のとおりとする。			(休業日等) 第 3 条の 4 宮崎港マリーナ施設を利用できない日（以下「休業日」という。）及び利用できる時間（以下「供用時間」という。）は、次のとおりとする。		
区分	休業日	供用時間	区分	休業日	供用時間
浮棧橋、上下架施設、マリーナシャワー室、艇庫シャワー室、ポートヤード・メンテナンスヤード、艇庫、ディンギーヤード、マリーナ船台及び給水・給電施設	毎週火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）及び12月29日から翌年の 1 月 3 日まで	[略]	浮棧橋、上下架施設、マリーナシャワー室、艇庫シャワー室、ポートヤード・メンテナンスヤード、艇庫、ディンギーヤード、マリーナ船台及び給水・給電施設	なし	[略]
マリーナ研修室及び艇庫会議室	同	[略]	マリーナ研修室及び艇庫会議室	毎週火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、	[略]

				その日後においてその日に最も近い休日でない日)及び12月29日から翌年の1月3日まで	
その他の施設		[略]	その他の施設	なし	[略]
2 [略]			2 [略]		
別表第1 (第10条第1項関係)			別表第1 (第10条関係)		
[略]			[略]		
別表第1の2 (第10条第2項関係)			別表第1の2 (第10条関係)		
[略]			[略]		
別表第2 (第10条第3項関係)			別表第2 (第10条関係)		
[略]			[略]		
別表第3 (第10条第4項関係)			別表第3 (第10条関係)		
[略]			[略]		
別表第4 (第10条第5項関係)			別表第4 (第10条関係)		
[略]			[略]		
別表第5 (第10条第6項関係)			別表第5 (第10条関係)		
[略]			[略]		
様式第22号 (その1) (第9条第1項関係)			様式第22号 (その1) (第9条関係)		
[略]			[略]		
様式第27号 (その1) (第9条第1項関係)			様式第27号 (その1) (第9条関係)		
[略]			[略]		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 477号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(第55条において準用する同法第50条の2)(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によることとされた場合を含む。)の規定により、指定施術者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成28年7月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
吉田 一成 (青龍堂はり灸整骨院)	東諸県郡国富町大字木脇 298-1	平成27年11月1日

宮崎県告示第 478号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特

定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成28年7月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
岩元暢人 (在宅鍼灸マッサージ手心)	都城市都北町5507 M スクエア A-101	平成28年6月7日
山田安貢 (みなと針灸整骨院)	日向市江良町3丁目52-2	平成28年4月1日

宮崎県告示第 479号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

平成28年7月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

事 業 所 番 号	指 定 障 害 福 祉 サービス 事業 所		指 定 障 害 福 祉 サービス 事業 者		指 定 年 月 日	サービスの 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地		
4510300769	就労継続支援B型事業所 めだかハウス船倉	延岡市船倉町2丁目2番地	株式会社めだかファミリーグループ	延岡市船倉町2丁目2番地	平成28年7月1日	就労継続支援B型

宮崎県告示第 480号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての免許をした。

平成28年7月7日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 免許の年月日及び番号

平成28年6月27日

シレイ 26755-1215

2 埋立ての免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名及び住所

宮崎県

宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号

宮崎県知事 河野 俊嗣

宮崎県宮崎市下北方町横小路5928番21

3 埋立区域

(1) 位置

宮崎県児湯郡都農町大字川北福原尾浜田3741番43の地先公有水面

(2) 区域

ア 第1工区

次の各地点のうち、①の地点から⑥の地点を順次に結んだ線及び⑥の地点と①の地点とを結ぶ平成26年の秋分の満潮位（D.L.+2.15m）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

イ 第2工区

次の各地点のうち、⑦の地点から⑩の地点を順次に結んだ線及び⑩の地点と⑦の地点とを結ぶ平成26年の秋分の満潮位（D.L.+2.15m）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

地 点	地 点 の 位 置	
①の地点	国土地理院下浜四等三角点（北緯32度15分02秒8780、東経 131度34分21秒5772（以下「基点」という。））から	
	54度20分20秒	74.19mの地点
②の地点	①の地点から	59度59分32秒 36.96mの地点
③の地点	②の地点から	152度52分51秒 18.59mの地点
④の地点	③の地点から	63度00分26秒 1.15mの地点
⑤の地点	④の地点から	332度52分44秒 20.28mの地点
⑥の地点	⑤の地点から	239度56分36秒 47.15mの地点
⑦の地点	①の地点から	73度33分16秒 76.51mの地点
⑧の地点	⑦の地点から	150度05分28秒 1.13mの地点
⑨の地点	⑧の地点から	59度56分29秒 34.50mの地点
⑩の地点	⑨の地点から	318度48分07秒 1.10mの地点

(3) 面積

工 区	面 積
第1工区	95.86㎡
第2工区	37.98㎡

合 計	133.84㎡
-----	---------

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

宮崎県児湯郡都農町大字川北福原尾浜田3741番43の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びDの地点とAの地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

地 点	地 点 の 位 置		
Aの地点	基点から	44度23分00秒	70.23mの地点
Bの地点	Aの地点から	59度56分28秒	61.68mの地点
Cの地点	Bの地点から	149度56分28秒	47.97mの地点
Dの地点	Cの地点から	239度56分28秒	61.68mの地点

(3) 面積

2,958.78㎡

5 埋立地の用途

漁港施設用地

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成28年7月7日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

申請年月日	名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成28年6月27日	特定非営利活動法人彩り	田尻 哲朗	宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井1171番地7	この法人は、地域において就労が困難な人々（主に障がい者）に対し、自立支援や福祉の支援を通して職業訓練や就労機会を提供し、社会参加を促進することで、安心して過ごせる地域福祉の発展に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成28年 7 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームワイド高千穂店
西臼杵郡高千穂町大字三田井字吾平原 403-2
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
イオン九州株式会社 代表取締役 柴田祐司
福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目 9 番11号
- 3 変更しようとする事項
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前) 午前 9 時から午後 9 時まで
(変更後) 午前 6 時30分から午後 9 時30分まで
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前 8 時30分から午後 9 時30分まで
(変更後) 午前 6 時から午後10時まで
- 4 変更の年月日
平成28年 6 月18日
- 5 変更する理由
営業施策のため
- 6 届出年月日
平成28年 6 月17日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
 - (2) 期間
平成28年 7 月 7 日から平成28年11月 7 日まで
- 8 意見書の提出先及び期間
 - (1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商工政策課
 - (2) 期間
平成28年 7 月 7 日から平成28年11月 7 日まで
- 9 意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成28年 7 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
東臼杵郡椎葉村
- 2 地籍調査を行った期間
平成25年 2 月 1 日から平成27年 3 月25日

- 3 地籍調査を行った地域
椎葉村（大字大河内の一部）
- 4 認証年月日
平成28年 6 月28日

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、狹野土地改良区（高原町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成28年 7 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	新 地 和 廣	高原町大字蒲牟田5627番地 1
理 事	反 田 吉 巳	高原町大字蒲牟田14番地
理 事	井 上 芳 光	高原町大字蒲牟田4925番地
理 事	大 迫 恒 作	高原町大字蒲牟田 209番地 2
理 事	杉 田 満 幸	高原町大字蒲牟田5280番地
理 事	加世田 哲 美	高原町大字蒲牟田5201番地
理 事	久保田 恭 平	高原町大字蒲牟田 288番地
監 事	増 田 義 一	高原町大字蒲牟田 276番地
監 事	年 神 治 利	高原町大字蒲牟田5604番地 9

（任期：平成32年 3 月31日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	新 地 和 廣	高原町大字蒲牟田5627番地 1
理 事	反 田 吉 巳	高原町大字蒲牟田14番地
理 事	井 上 芳 光	高原町大字蒲牟田4925番地
理 事	大 迫 恒 作	高原町大字蒲牟田 209番地 2
理 事	下 村 稔	高原町大字蒲牟田 154番地 2
理 事	加世田 武 幸	高原町大字蒲牟田5201番地
理 事	杉 田 満 幸	高原町大字蒲牟田5280番地
監 事	増 田 義 一	高原町大字蒲牟田 276番地
監 事	宇 都 博 典	高原町大字蒲牟田4973番地

監 事	倉 住 宣 實	高原町大字蒲牟田5787番地
-----	---------	----------------

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、市谷土地改良区（小林市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成28年 7 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	寺 師 友 二	小林市北西方5350番地 1
理 事	鷗 野 勤	小林市東方6242番地
理 事	西ノ蘭 茂 雄	小林市真方3356番地 2
理 事	永 井 広 行	小林市真方4289番地
理 事	下 村 勲	小林市真方2637番地10
理 事	榎 田 丈 二	小林市真方4419番地
理 事	深 瀬 光 夫	小林市真方 373番地
理 事	宮 窪 義 和	小林市真方2772番地
監 事	坂 下 逸 夫	小林市真方4259番地の 1
監 事	殿 所 穎 明	小林市真方4437番地

（任期：平成31年 3 月31日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	寺 師 友 二	小林市北西方5350番地 1
理 事	大部蘭 勉	小林市真方3717番地
理 事	黒仁田 通	小林市真方3485番地
理 事	永 井 広 行	小林市真方4289番地
理 事	下 村 勲	小林市真方2637番地10
理 事	榎 田 丈 二	小林市真方4419番地
理 事	深 瀬 光 夫	小林市真方 373番地
理 事	吉 留 勇 夫	小林市真方2920番地 4

監 事	市 谷 次 作	小林市真方3483番地 1
監 事	坂 下 逸 夫	小林市真方4259番地の 1

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、南平土地改良区（高千穂町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成28年 7 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	竹 次 純 夫	高千穂町大字田原1785番地
理 事	後 藤 邦 治	高千穂町大字田原2337番地
理 事	内 倉 清 隆	高千穂町大字田原2126番地
理 事	工 藤 彰	高千穂町大字田原1836番地
理 事	佐 藤 道 雄	高千穂町大字田原2170番地
理 事	菅 善 夫	高千穂町大字田原2712番地
監 事	佐 藤 茂 男	高千穂町大字田原2341番地
監 事	河 内 文 義	高千穂町大字田原2162番地

（任期：平成30年 3 月31日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	竹 次 純 夫	高千穂町大字田原1785番地
理 事	後 藤 邦 治	高千穂町大字田原2337番地
理 事	内 倉 清 隆	高千穂町大字田原2126番地
理 事	工 藤 彰	高千穂町大字田原1836番地
理 事	佐 藤 道 雄	高千穂町大字田原2170番地
理 事	菅 善 夫	高千穂町大字田原2712番地
監 事	佐 藤 茂 男	高千穂町大字田原2341番地
監 事	河 内 文 義	高千穂町大字田原2162番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、狭野土地改良区（高原町）から平成28年 5 月13日付けで申請のあ

った定款の変更を認可した。

平成28年7月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県港湾管理条例（昭和38年宮崎県条例第18号）第17条の4、公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2及び都市公園条例（昭和39年宮崎県条例第24号）第15条の3の規定により、みやざき臨海公園（宮崎港マリーナ施設及び宮崎県サンビーチーツ葉をいう。）及び県立阿波岐原森林公園の指定管理者の指定の申請の手続について次のとおり公表する。

平成28年7月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 指定管理者が管理を行う公の施設の名称、所在地及び設置目的次に掲げる公の施設の管理は、指定管理者に指定された一の法人その他の団体がこれらの施設を一体として行うものとする。

名 称	所 在 地	設 置 目 的
宮崎港マリーナ施設	宮崎県宮崎市新別府町前浜1400番16他	みやざき臨海公園は、県民が憩う快適な水辺空間を提供するとともに、海洋性レクリエーション拠点を創出すること、また、県立阿波岐原森林公園は、国際海浜コンベンションの中核として周辺施設と連携しながら多様なニーズに対応することにより、県民福祉の向上を図ることを目的とする。
宮崎県サンビーチーツ葉	宮崎県宮崎市阿波岐原町前浜4277番32及び4277番32地先	
県立阿波岐原森林公園	宮崎県宮崎市下新別府町、山崎町及び阿波岐原町	

2 指定期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

3 指定管理者の業務

- (1) みやざき臨海公園及び県立阿波岐原森林公園の施設の利用に関する業務
- (2) みやざき臨海公園及び県立阿波岐原森林公園の施設（附属設備を含む。）の維持及び保全に関する業務
- (3) その他みやざき臨海公園及び県立阿波岐原森林公園の管理運営に関して知事が必要と認める業務

4 指定管理者が行う管理の基準

宮崎県港湾管理条例第17条の7、公の施設に関する条例第10条の4、都市公園条例第15条の6、港湾法及び宮崎県港湾管理条例の施行に関する規則（昭和38年宮崎県規則第31号）第17条、宮崎県サンビーチーツ葉管理規則（平成13年宮崎県規則第46号）第10条及び都市公園条例施行規則（昭和61年宮崎県規則第13号）第34条に規定する管理の基準による。

5 指定管理者の指定方法

知事は、申請のあったものの中から、指定管理候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。

6 指定管理者指定の申請に必要な資格

法人その他の団体（以下「団体」という。）で次に掲げるすべ

ての要件を満たすものとする。

- (1) 宮崎県内に事業所又は事務所を有する、又は設置しようとする団体であること。
- (2) 法人にあっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 宮崎県が発注する建設工事の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の契約に係る競争入札において、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた事実がある者には、当該処分の日から起算して2年を経過している者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者には、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
- (6) 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮刑以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (7) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者又はその関係者と密接な関係を有する者がいないこと。
- (8) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (9) 小型船舶免許（1級）及びクレーン運転士免許を取得した者を従事させることができるものであること。

7 指定管理候補者の選定に係る審査基準

- (1) 住民の平等な利用が確保されること。
- (2) 事業計画書の内容が、みやざき臨海公園及び県立阿波岐原森林公園の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 事業計画書の内容が、管理運営に係る経費の縮減を図るものであること。
- (4) 事業計画書の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。
- (5) 事業計画書の内容が、地域への貢献等に配慮したものであること。

8 指定管理候補者の選定方法

提出された指定管理者指定申請書及びみやざき臨海公園・県立阿波岐原森林公園指定管理者募集要領（以下「募集要領」という。）で定める書類等により申請資格の審査を行った上で、別に設置するみやざき臨海公園・県立阿波岐原森林公園指定管理候補者選定委員会が審査を行い、その後県が確認を行った上で指定管理候補者を選定するものとする。

9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間

(1) 配布場所及び請求先

ア 宮崎県県土整備部港湾課空港・ポートセールス担当 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7189

イ 宮崎県中部港湾事務所総務課管理担当 宮崎県宮崎市港1丁目18番地 郵便番号 880-0858 電話番号0985(24)6224

(2) 配布期間 平成28年7月7日から平成28年9月6日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

10 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間

- (1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を添付し、提出先に持参又は送付(郵便にあっては、書留郵便に限る。)により提出すること。
- (2) 提出期間 平成28年8月22日から平成28年9月6日まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで
- 11 指定管理者指定申請書等の提出先及び問合せ先
宮崎県県土整備部港湾課空港・ポートセールス担当 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7189
- 12 その他
この募集に関する詳細は、募集要領による。

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成28年7月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量 県立学校校務用コンピュータ 450台
- (2) 借入物品の特質等 明細書による。
- (3) 納入期限 平成28年9月30日
- (4) 契約期間 平成28年10月1日から平成33年9月30日まで(60月)
- (5) 納入場所 明細書による。
- (6) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、賃借料1月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年宮崎県条例第81号)第2条第1項第1号の規定による契約であり、県は、上記1の(4)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
- ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合
- イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
- ア 平成28年宮崎県告示第137号に規定する資格を有する者で、業種がサービス(役務の提供)に関する業種で、営業種目が貸貸業務で種目が電算機器又は営業種目が電算業務で種目が電算処理(システム開発を含む。)、データエントリー及びその他のものであること。

- イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
- ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。
- エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。
- オ 納入する物品を第三者をして貸付けようとする者において、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。

- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ、エ及びオの資格要件を満たすことを証明する書類を平成28年8月5日までに提出しなければならない。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときはこれに応じなければならない。

4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県教育庁財務福利課管理担当 宮崎市橋通東1丁目9番10号 郵便番号 880-8502 電話番号0985(26)7235
- (2) 期間 平成28年7月7日から平成28年8月17日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

5 入札説明書及び仕様書の交付場所及び交付期間

- (1) 場所 宮崎県教育庁財務福利課管理担当
- (2) 期間 平成28年7月7日から平成28年8月5日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

6 入札説明会

入札説明会は実施しない。ただし、本件入札に関する質問については平成28年8月5日午後5時まで受け付ける。なお、入札に関する質問にあっては個別に対応するが、入札に参加しようとする者全員に周知する必要があると判断したものに関しては、メール又はホームページで通知する。

7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県教育庁財務福利課管理担当
- (2) 提出期限 平成28年8月17日午後5時
- (3) 提出方法 持参又は郵送(郵便にあっては書留郵便に限る。)により提出すること。

8 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁4号館2階 教育共用会議室
- (2) 日時 平成28年8月18日午前11時

9 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第100条の規定による。

10 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

12 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県教育庁財務福利課管理担当 宮崎市橋通東1丁目9番10号 郵便番号 880-8502 電話番号0985(26)7235

13 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

14 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情

検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of the service required: Personal computers for school affairs : 450 computers
- (2) Time limit for tender: 5:00.p.m.17 August 2016
- (3) Contact point for the notice: Management Section, Finance and Welfare Division, Miyazaki Prefectural Board of Education, 1 - 9 -10 Tachibanadori Higashi, Miyazaki City, 880-8502 Japan. TEL: 0985-26-7235

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第17号

警備業法（昭和47年法律第 117号。以下「法」という。）第22条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成28年 7 月 7 日

宮崎県公安委員会委員長 山 崎 殖 章

1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種 類	警備業務の区分	講 習 の 実 施 日	定員
新規取得講習	4号警備業務	平成28年10月11日（火）から 同月18日（火）まで （土曜日及び日曜日を除く。）	15名

2 講習の対象者

講習の対象者は、法第22条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第 2 号）第 7 条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「講習修了証明書」という。）を有しない者で、かつ、受講申込みを行う日において、最近 5 年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者とする。

3 講習の場所

宮崎市学園木花台西 2 丁目 4 番地 3
宮崎県技能検定センター
電話0985-58-1570

4 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署、又は、受講申込者が

1 設立届

○その他の政治団体

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
進藤かねひこ都城後援会	松 田 時 夫	瀧 澤 正 典	都城市南横市町4120	平成28年 3 月22日
中津克司後援会	渡 辺 順 一	中 津 みほ子	児湯郡川南町大字平田1390-1	平成28年 4 月 5 日

2 異動届

○政党の支部

警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署。

(2) 提出日時

警備業務の区分	提 出 日 時
4号警備業務	平成28年 8 月29日（月）から同年 9 月 9 日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。郵送による申込みは認めない。

(4) 提出書類等

ア 受講申込書（受講申込者の写真（申請前 6 月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの）を貼り付けたもの）

イ 当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書

5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県収入証紙により納入すること。

種 類	警備業務の区分	手数料
新規取得講習	4号警備業務	34,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

(1) 受講申込みの受付が終了後、その旨、一般社団法人宮崎県警備業協会（代表電話0985-28-0518）に連絡すること。

(2) この講習の実施に際して収集する個人情報には、この講習に関する目的以外には使用しない。

(3) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備業係（代表電話0985-31-0110）に行うこと。

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第37号

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項及び第17条第 1 項の規定により、政党その他の政治団体から設立、異動及び解散の届出があったので、同法第 7 条の 2 第 1 項及び第17条第 3 項の規定により、次のとおり告示する。

平成28年 7 月 7 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異動年月日
自由民主党宮崎県柔道 整復師支部	奈 須 開 生	会 計 責 任 者	甲 斐 孝 典	横 山 昌 裕	平成27年 5月24日
自由民主党木城町支部	黒 木 泰 三	会 計 責 任 者	中 武 良 雄	神 野 源 生	平成28年 3月8日
民進党宮崎県総支部連 合会	田 口 雄 二	政 治 団 体 の 名 称	民進党宮崎県総支部連合 会	民主党宮崎県総支部連合 会	平成28年 4月4日
自由民主党北浦支部	河 野 治 満	主たる事務所の所在地	延岡市川島町3844番地の 1	延岡市北浦町古江2384番 地	平成28年 4月25日
○その他の政治団体					
政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異動年月日
星伸会	新 地 重 雄	代 表 者	新 地 重 雄	下 川 政 美	平成26年 8月26日
宮司かおる後援会	下 村 哲 二	会 計 責 任 者	小 牧 朝 春	宮 司 美 代 子	平成26年 12月22日
富井ひさかず後援会	富 井 秋 生	政 治 団 体 の 名 称	富井ひさかず後援会	富井寿一後援会	平成27年 5月1日
		主たる事務所の所在地	日向市大字財光寺5608番 地2	日向市大字財光寺5317番 地3	
		会 計 責 任 者	太 田 育 代	富 井 富 士 男	
宮崎県柔道整復師政治 連盟	奈 須 開 生	会 計 責 任 者	甲 斐 孝 典	横 山 昌 裕	平成27年 5月24日
宮崎県商工政治連盟	淵 上 鉄 一	代 表 者	淵 上 鉄 一	松 澤 衛	平成27年 6月1日
藤風会	首 藤 正 治	主たる事務所の所在地	延岡市卸本町3-4	延岡市卸本町2-19	平成27年 7月10日
坂口英治を育てる会	坂 口 和 子	代 表 者	坂 口 和 子	坂 口 英 治	平成27年 11月30日
岩見まさのり後援会	岩 見 優 則	主たる事務所の所在地	宮崎市広島1-4-25 加治屋ビル1F	宮崎市広島1-3-12- 1F	平成28年 1月1日
上野悦男後援会	上 野 悦 男	主たる事務所の所在地	宮崎市新別府町前浜1401 -20	宮崎市江平東町6-14	平成28年 2月1日
宮崎市商振連政治連盟	吉 田 孝 平	代 表 者	吉 田 孝 平	岩 城 朋 久	平成28年 2月17日
宮崎県ビルメンテナ ンス政治連盟	小 田 浩 司	代 表 者	小 田 浩 司	柴 田 博 文	平成28年 3月1日
あらがみ稔後援会	浜 川 保	代 表 者	浜 川 保	田 村 研 二	平成28年 3月1日
宮崎の宝をつなぐ友の 会	井 藤 友 昭	会 計 責 任 者	井 藤 友 昭	小 畑 佳 奈 子	平成28年 3月1日
清武成山会	崎 田 正 徳	主たる事務所の所在地	宮崎市清水3-5-6 2F	宮崎市清武町大字船引72 84	平成28年 3月18日
		会 計 責 任 者	隈 元 守 正	九 平 忠 則	
くらもと茂弘後援会	松 元 昭	代 表 者	松 元 昭	下 り 藤 四 男	平成28年 3月29日
橋田和実後援会	伊 東 忠 敏	代 表 者	伊 東 忠 敏	井 上 良 一	平成28年 4月1日
山口としきと宮崎市を 考える会	山 口 俊 樹	主たる事務所の所在地	宮崎市吉村町曾師前甲31 42-2 ルーチェ I 102	宮崎市吉村町平塚甲1899 -10	平成28年 4月1日

幸福実現党宮崎県本部	高 田 雅 彦	代 表 者	高 田 雅 彦	高 畑 タ ヨ 子	平成28年 4月1日
中村末子をはげますひまわり後援会	中 村 隆	代 表 者	中 村 隆	長 友 昭 夫	平成28年 4月16日
		会 計 責 任 者	橋 口 寛	増 田 洋 一	
井上紀代子後援会	中 村 レ イ	主たる事務所の所在地	宮崎市神宮東1-6-22	宮崎市東大宮4-8-23	平成28年 4月28日

3 解散届

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
児玉みのり後援会	児 玉 稔	児 玉 公 子	宮崎市大字生目3858	平成27年3月1日
まつくぼミツエ後援会	原 美智子	上谷川 敏	えびの市大字今西 413	平成27年3月13日
坂口英治を育てる会	坂 口 和 子	大 野 房 成	日向市比良町 5-85	平成27年12月1日
木戸由美子後援会	木 戸 由美子	木 戸 由美子	宮崎市下北方町平田 903番地16ダイ ヤパレス神宮の杜参号館 702号	平成27年12月15日
徳満秀夫後援会	徳 満 秀 夫	徳 満 秀 夫	宮崎市和知川原 2 丁目 100番地 3	平成27年12月15日
鈴木教夫後援会	鈴 木 教 夫	鈴 木 教 夫	日南市北郷町郷之原乙 684番地	平成27年12月15日
赤下健次後援会	赤 下 健 次	坂 元 正 直	小林市細野 461	平成27年12月15日
川越忠明後援会	川 越 忠 明	川 越 忠 明	児湯郡川南町大字川南3743	平成27年12月25日
川村秀三郎後援会	中 武 英 雄	井 手 強	宮崎市堀川町 8 番地	平成27年12月31日
勝政会	山 元 勝 博	山 元 フヂ子	北諸県郡三股町大字樺山3535-1	平成27年12月31日
上沖篤史後援会	宮 永 征 昭	上 沖 実 穂	宮崎市高岡町浦之名2732番地 8 号	平成27年12月31日
西島英利宮崎県後援会	河 野 雅 行	吉 田 建 世	宮崎市和知川原 1 - 101宮崎県医師 会館内	平成27年12月31日
新しい仲間をつくる会	岩 下 斌 彦	岩 下 アヤ子	串間市大字西方8985番地	平成27年12月31日
岩下斌彦後援会	岩 下 斌 彦	岩 下 アヤ子	串間市大字西方8985番地	平成27年12月31日
清武フロンティアの会	坂 本 修 二	神 河 義 澄	宮崎市清武町今泉丙 654	平成27年12月31日
まきば会	南 茂 博	南 芳 博	都城市山之口町富吉6056-5	平成27年12月31日
新しい都農をつくる会	河 野 俊 夫	田 尻 徳 明	児湯郡都農町川北 13150-1	平成27年12月31日
田上紀長後援会	渡 邊 勝	宮 野 秀 人	宮崎市霧島 5 丁目30番地サーパス霧 島 602号	平成27年12月31日
生目連合成山会	長 嶺 良 一	長 友 芳 文	宮崎市清水 3 - 5 - 6	平成28年2月15日
ごとう隆夫後援会	後 藤 隆 夫	後 藤 隆 夫	児湯郡高鍋町大字持田1395-2	平成28年2月21日
児玉のりゆき後援会	児 玉 憲 幸	児 玉 磨 士	日向市大王町 2 丁目23番地 2	平成28年2月29日
佐藤勉後援会	佐 藤 勉	柳 田 昌 徳	延岡市北方町笠下寅 993番地	平成28年2月29日
宮司かおる後援会	下 村 哲 二	小 牧 朝 春	西諸県郡高原町蒲牟田3918番地	平成28年3月27日

宮崎県選挙管理委員会告示第38号

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第17条第 1 項の規定により、解散した政治団体の代表者及び会計責任者から提出された収入及び支出に関する報告書の要旨は、次のとおりである。

平成28年7月7日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

（ その他の政治団体 ）

政治団体の名称 川村秀三郎後援会

報告年月日 平成28年3月1日

（平成27年分）

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 4,665,140円

ア 前年繰越額 4,064,889円

イ 本年収入額 600,251円

(2) 支出総額 3,357,880円

2 収入・支出の内訳

<p>(1) 収入の内訳</p> <p>イ 寄附 <u>600,000円</u></p> <p>(ア) 寄附 (政党匿名寄附を除く。) (内訳別掲)</p> <p> c 政治団体からの寄附 <u>600,000円</u></p> <p>カ その他の収入 <u>251円</u></p> <p> (ア) 10万円未満の収入 <u>251円</u></p> <p>合 計 <u>600,251円</u></p> <p>[寄附の内訳]</p> <p> ウ 政治団体からの寄附</p> <p> 秀栄会 <u>600,000円</u> 宮崎県宮崎市</p> <p> 小 計 <u>600,000円</u></p> <p>(2) 支出の内訳</p> <p>ア 経常経費 <u>3,056,602円</u></p> <p> (ア) 人件費 <u>725,888円</u></p> <p> (イ) 光熱水費 <u>132,003円</u></p> <p> (ウ) 備品・消耗品費 <u>953,868円</u></p> <p> (エ) 事務所費 <u>1,244,843円</u></p> <p>イ 政治活動費 <u>301,278円</u></p> <p> (ア) 組織活動費 <u>301,278円</u></p> <p>合 計 <u>3,357,880円</u></p> <p>3 資産等の内訳</p> <p>(12) 借入金</p> <p> 川村秀三郎 <u>50,200,000円</u></p> <p>政治団体の名称 清武フロンティアの会 報告年月日 平成28年3月4日 (平成27年分)</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額 <u>3,790円</u></p> <p> ア 前年繰越額 <u>3,790円</u></p> <p> イ 本年収入額 <u>0円</u></p> <p>(2) 支出総額 <u>0円</u></p> <p>政治団体の名称 ごとう隆夫後援会 報告年月日 平成28年3月16日 (平成27年分)</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額 <u>0円</u></p> <p> ア 前年繰越額 <u>0円</u></p> <p> イ 本年収入額 <u>0円</u></p> <p>(2) 支出総額 <u>0円</u></p> <p>(平成28年分)</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額 <u>0円</u></p> <p> ア 前年繰越額 <u>0円</u></p> <p> イ 本年収入額 <u>0円</u></p> <p>(2) 支出総額 <u>0円</u></p> <p>政治団体の名称 勝政会 報告年月日 平成28年3月17日 (平成27年分)</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額 <u>172,739円</u></p> <p> ア 前年繰越額 <u>172,682円</u></p>	<p> イ 本年収入額 <u>57円</u></p> <p>(2) 支出総額 <u>172,739円</u></p> <p>2 収入・支出の内訳</p> <p>(1) 収入の内訳</p> <p>カ その他の収入 <u>57円</u></p> <p> (ア) 10万円未満の収入 <u>57円</u></p> <p>合 計 <u>57円</u></p> <p>(2) 支出の内訳</p> <p>イ 政治活動費 <u>172,739円</u></p> <p> (オ) 寄附・交付金 <u>172,739円</u></p> <p>合 計 <u>172,739円</u></p> <p>政治団体の名称 上沖篤史後援会 報告年月日 平成28年3月17日 (平成27年分)</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額 <u>0円</u></p> <p> ア 前年繰越額 <u>0円</u></p> <p> イ 本年収入額 <u>0円</u></p> <p>(2) 支出総額 <u>0円</u></p> <p>政治団体の名称 生目連合成山会 報告年月日 平成28年3月18日 (平成27年分)</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額 <u>79,566円</u></p> <p> ア 前年繰越額 <u>79,554円</u></p> <p> イ 本年収入額 <u>12円</u></p> <p>(2) 支出総額 <u>0円</u></p> <p>2 収入・支出の内訳</p> <p>(1) 収入の内訳</p> <p>カ その他の収入 <u>12円</u></p> <p> (ア) 10万円未満の収入 <u>12円</u></p> <p>合 計 <u>12円</u></p> <p>(平成28年分)</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額 <u>79,572円</u></p> <p> ア 前年繰越額 <u>79,566円</u></p> <p> イ 本年収入額 <u>6円</u></p> <p>(2) 支出総額 <u>79,572円</u></p> <p>2 収入・支出の内訳</p> <p>(1) 収入の内訳</p> <p>カ その他の収入 <u>6円</u></p> <p> (ア) 10万円未満の収入 <u>6円</u></p> <p>合 計 <u>6円</u></p> <p>(2) 支出の内訳</p> <p>イ 政治活動費 <u>79,572円</u></p> <p> (オ) 寄附・交付金 <u>79,572円</u></p> <p>合 計 <u>79,572円</u></p> <p>政治団体の名称 西島英利宮崎県後援会 報告年月日 平成28年3月23日 (平成27年分)</p> <p>1 収入・支出の総額</p>
---	---

(1) 収入総額	1,755円	(2) 支出総額	422円
ア 前年繰越額	1,755円	2 収入・支出の内訳	
イ 本年收入額	0円	(2) 支出の内訳	
(2) 支出総額	0円	ア 経常経費	422円
政治団体の名称	児玉のりゆき後援会	(ウ) 備品・消耗品費	422円
報告年月日	平成28年3月24日	合 計	422円
(平成27年分)		政治団体の名称	鈴木教夫後援会
1 収入・支出の総額		報告年月日	平成28年3月28日
(1) 収入総額	0円	(平成27年分)	
ア 前年繰越額	0円	1 収入・支出の総額	
イ 本年收入額	0円	(1) 収入総額	9,871円
(2) 支出総額	0円	ア 前年繰越額	9,871円
(平成28年分)		イ 本年收入額	0円
1 収入・支出の総額		(2) 支出総額	9,871円
(1) 収入総額	0円	2 収入・支出の内訳	
ア 前年繰越額	0円	(2) 支出の内訳	
イ 本年收入額	0円	イ 政治活動費	9,871円
(2) 支出総額	0円	(ア) 組織活動費	9,871円
政治団体の名称	まつくぼミツエ後援会	合 計	9,871円
報告年月日	平成28年3月25日	政治団体の名称	川越忠明後援会
(平成27年分)		報告年月日	平成28年3月28日
1 収入・支出の総額		(平成27年分)	
(1) 収入総額	0円	1 収入・支出の総額	
ア 前年繰越額	0円	(1) 収入総額	76,507円
イ 本年收入額	0円	ア 前年繰越額	76,507円
(2) 支出総額	0円	イ 本年收入額	0円
政治団体の名称	木戸由美子後援会	(2) 支出総額	76,507円
報告年月日	平成28年3月28日	2 収入・支出の内訳	
(平成27年分)		(2) 支出の内訳	
1 収入・支出の総額		ア 経常経費	76,507円
(1) 収入総額	17,691円	(ウ) 備品・消耗品費	76,507円
ア 前年繰越額	17,689円	合 計	76,507円
イ 本年收入額	2円	政治団体の名称	赤下健次後援会
(2) 支出総額	17,691円	報告年月日	平成28年3月28日
2 収入・支出の内訳		(平成27年分)	
(1) 収入の内訳		1 収入・支出の総額	
カ その他の収入	2円	(1) 収入総額	821円
(ア) 10万円未満の収入	2円	ア 前年繰越額	821円
合 計	2円	イ 本年收入額	0円
(2) 支出の内訳		(2) 支出総額	821円
ア 経常経費	17,691円	2 収入・支出の内訳	
(ウ) 備品・消耗品費	17,691円	(2) 支出の内訳	
合 計	17,691円	ア 経常経費	821円
政治団体の名称	徳満秀夫後援会	(ウ) 備品・消耗品費	821円
報告年月日	平成28年3月28日	合 計	821円
(平成27年分)		政治団体の名称	新しい都農をつくる会
1 収入・支出の総額		報告年月日	平成28年3月28日
(1) 収入総額	422円	(平成27年分)	
ア 前年繰越額	422円	1 収入・支出の総額	
イ 本年收入額	0円	(1) 収入総額	270,163円

ア 前年繰越額	0円				21人
イ 本年収入額	270,163円			合 計	21,000円
(2) 支出総額	270,163円			(2) 支出の内訳	
2 収入・支出の内訳				イ 政治活動費	25,000円
(1) 収入の内訳				(カ) その他の経費	25,000円
イ 寄附	270,163円			合 計	25,000円
(ア) 寄附(政党匿名寄附を除く。)(内訳別掲)				政治団体の名称	佐藤勉後援会
a 個人からの寄附	270,163円			報告年月日	平成28年3月28日
合 計	270,163円			(平成27年分)	
[寄附の内訳]				1 収入・支出の総額	
ア 個人からの寄附				(1) 収入総額	0円
塩月文雄	200,163円	福岡県福岡市		ア 前年繰越額	0円
その他	70,000円			イ 本年収入額	0円
小 計	270,163円			(2) 支出総額	0円
(2) 支出の内訳				(平成28年分)	
ア 経常経費	170,163円			1 収入・支出の総額	
(ア) 人件費	50,000円			(1) 収入総額	0円
(イ) 光熱水費	21,000円			ア 前年繰越額	0円
(ウ) 備品・消耗品費	49,163円			イ 本年収入額	0円
(エ) 事務所費	50,000円			(2) 支出総額	0円
イ 政治活動費	100,000円			政治団体の名称	宮司かおる後援会
(ウ) 機関紙誌の発行その他事業費	100,000円			報告年月日	平成28年3月28日
b 宣伝事業費	100,000円			(平成27年分)	
合 計	270,163円			1 収入・支出の総額	
政治団体の名称	坂口英治を育てる会			(1) 収入総額	337,666円
報告年月日	平成28年3月28日			ア 前年繰越額	137,634円
(平成27年分)				イ 本年収入額	200,032円
1 収入・支出の総額				(2) 支出総額	108,000円
(1) 収入総額	84,806円			2 収入・支出の内訳	
ア 前年繰越額	24,802円			(1) 収入の内訳	
イ 本年収入額	60,004円			イ 寄附	200,000円
(2) 支出総額	84,806円			(ア) 寄附(政党匿名寄附を除く。)(内訳別掲)	
2 収入・支出の内訳				a 個人からの寄附	200,000円
(1) 収入の内訳				カ その他の収入	32円
カ その他の収入	60,004円			(ア) 10万円未満の収入	32円
(ア) 10万円未満の収入	60,004円			合 計	200,032円
合 計	60,004円			[寄附の内訳]	
(2) 支出の内訳				ア 個人からの寄附	
ア 経常経費	84,806円			下村則雄	200,000円
(ウ) 備品・消耗品費	84,806円			小 計	200,000円
合 計	84,806円			(2) 支出の内訳	
政治団体の名称	まきば会			イ 政治活動費	108,000円
報告年月日	平成28年3月28日			(ア) 組織活動費	108,000円
(平成27年分)				合 計	108,000円
1 収入・支出の総額				(平成28年分)	
(1) 収入総額	25,080円			1 収入・支出の総額	
ア 前年繰越額	4,080円			(1) 収入総額	229,686円
イ 本年収入額	21,000円			ア 前年繰越額	229,666円
(2) 支出総額	25,000円			イ 本年収入額	20円
2 収入・支出の内訳				(2) 支出総額	0円
(1) 収入の内訳				2 収入・支出の内訳	
ア 個人の負担する党費又は会費	21,000円			(1) 収入の内訳	

カ その他の収入	20円	報告年月日	平成28年3月31日
(ア) 10万円未満の収入	20円	(平成27年分)	
合 計	20円	1 収入・支出の総額	
政治団体の名称	児玉みのる後援会	(1) 収入総額	522,630円
報告年月日	平成28年3月29日	ア 前年繰越額	503,875円
(平成27年分)		イ 本年収入額	18,755円
1 収入・支出の総額		(2) 支出総額	522,630円
(1) 収入総額	312円	2 収入・支出の内訳	
ア 前年繰越額	312円	(1) 収入の内訳	
イ 本年収入額	0円	イ 寄附	18,755円
(2) 支出総額	0円	(ア) 寄附 (政党匿名寄附を除く。)(内訳別掲)	
政治団体の名称	新しい仲間をつくる会	a 個人からの寄附	18,755円
報告年月日	平成28年3月30日	合 計	18,755円
(平成27年分)		[寄附の内訳]	
1 収入・支出の総額		ア 個人からの寄附	
(1) 収入総額	0円	その他	18,755円
ア 前年繰越額	0円	小 計	18,755円
イ 本年収入額	0円	(2) 支出の内訳	
(2) 支出総額	0円	イ 政治活動費	522,630円
政治団体の名称	岩下斌彦後援会	(ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費	522,630円
報告年月日	平成28年3月30日	a 機関紙誌の発行事業費	150,336円
(平成27年分)		b 宣伝事業費	372,294円
1 収入・支出の総額		合 計	522,630円
(1) 収入総額	99,544円		
ア 前年繰越額	99,544円		
イ 本年収入額	0円		
(2) 支出総額	0円		
政治団体の名称	田上紀長後援会		

宮崎県選挙管理委員会告示第39号

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第19条第 3 項の規定により、資金管理団体の届出事項の異動、指定取消及び資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成28年7月7日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

1 異動届

○その他の政治団体

届出者	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
首 藤 正 治	藤風会	主たる事務所の所在地	延岡市卸本町 3 - 4	延岡市卸本町 2 - 19	平成27年 7 月 10日
坂 口 和 子	坂口英治を育てる会	代 表 者	坂 口 和 子	坂 口 英 治	平成27年11月30日
上 野 悦 男	上野悦男後援会	主たる事務所の所在地	宮崎市江平東町 6 - 14	宮崎市橋通東 4 - 7 - 26	平成27年 3 月 10日
		主たる事務所の所在地	宮崎市新別府町前浜1401 - 20	宮崎市江平東町 6 - 14	平成28年 2 月 1 日

2 取消届

○その他の政治団体

届出者	資金管理団体の名称	取消年月日
岩 下 斌 彦	新しい仲間をつくる会	平成27年 4 月 30日
坂 口 和 子	坂口英治を育てる会	平成27年12月 1 日

徳 満 秀 夫	徳満秀夫後援会	平成27年12月15日
赤 下 健 次	赤下健次後援会	平成27年12月15日
木 戸 由 美 子	木戸由美子後援会	平成27年12月15日
鈴 木 教 夫	鈴木教夫後援会	平成27年12月15日
川 越 忠 明	川越忠明後援会	平成27年12月25日

3 資金管理団体でなくなった旨の届

○その他の政治団体

届出者	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
山 元 勝 博	勝政会	平成27年12月31日

--	--